



川越市マスコットキャラクター ときも

川越市介護支援 いきいきポイント事業 ポイント交換のご案内



ポイント交換について（最初にお読みください）

ポイントの合計数に応じた交換品をご確認いただき、希望する交換品を1つお選びください。その際、以下の点にご注意ください。

○商品の画像はイメージです。実際の交換品と一部異なる場合がございます。

○活動奨励金をご希望の方は、ポイント交換申出書に希望の金額、金融機関名、口座名義人（フリガナ）、口座番号等を忘れずにご記入ください。

【交換品A】 ポイントが10～19ポイントの方(A-1～A-4から1つ)※1,000円相当

A-1 お菓子詰め合わせ



亀の最中、クッキー、
ぽてとけーきなどの
詰め合わせ

A-2 名前入リストラップ & マグネットセット



ストラップには名前を入れる
ことができます。ご希望の
名前を「ポイント交換申出
書」の余白に明記してくだ
さい。

A-3 小江戸うどん & 煎餅 セット



小江戸うどん、いもの
子煎餅、姫小丸煎餅の
各2袋のセット

A-4 活動奨励金 1,000円



川越市マスコットキャラクターときも

本人名義の指定
口座に振込みま
す。

【交換品B】 ポイントが20～29ポイントの方(B-1～B-3から1つ)※2,000円相当

B-1 はつかり醤油 & 鶏節セット



はつかり醤油、鶏節、はつかり漬、しそひじき、ししゃもきくらげ（佃煮）

B-2 焼き菓子セット



クッキー、フロランタン、ラングドシャ、ラスクなどの詰め合わせ。（計12点程度。）

B-3 活動奨励金 2,000円



川越市マスコットキャラクターときも

本人名義の指定口座に
振込みます。

【交換品C】 ポイントが30～39ポイントの方(C-1～C-4から1つ)※3,000円相当

C-1 うどん・調味料セット



小江戸うどん、はつかり胡麻ドレッシング、醤油糀、はつかり漬、深谷ネギラー油、鶏節のセット

C-2 鏡山



鏡山（さけ武蔵大吟醸）
720ml

C-3 芋菓子&お茶セット



芋菓子（せんべい、ようかん等）と深蒸し煎茶のセット

C-4 活動奨励金 3,000円



川越市マスコットキャラクターときも

本人名義の指定口座に振込みます。

【交換品D】 ポイントが40～49ポイントの方(D-1～D-4から1つ)※4,000円相当

D-1 漬物・ドレッシング・調味料セット



はつかり醤油、天保蔵醤油、はつかりポン酢、はつかり胡麻ドレッシング、漬物のセット

D-2 コエドビール12本セット



毬花、伽羅、瑠璃、漆黒のセット（各ビール3本ずつ、計12本）

D-3 川越唐棧小物セット



唐棧防水小物入れ、名刺入れ、手ぬぐい、しおり、がま口セット

D-4 活動奨励金 4,000円



川越市マスコットキャラクターときも

本人名義の指定口座に振込みます。

【交換品E】 ポイントが50ポイント～の方(E-1～E-4から1つ)※5,000円相当

E-1 特選菓子セット



亀の最中、もんぶらん、飴、かりんとう、手焼きせんべい、くずゆ、お茶などのセット

E-2 鏡山セット



鏡山（さけ武蔵大吟醸と純米酒）のセット（各720ml）

E-3 ご飯のお供セット



炊き込みご飯の素、埼玉つけ麺、かつおスライス、ふりかけ昆布、子持ちきくらげなどのセット

E-4 活動奨励金 5,000円



川越市マスコットキャラクターときも

本人名義の指定口座に振込みます。

介護支援いきいきポイント事業について

介護支援いきいきポイント事業は、高齢者の皆様の生きがいづくりや社会参加の促進を図るとともに、介護予防を推進することを目的とした事業です。

市の指定を受けた介護関連施設や障害者関連施設等でボランティア活動を行った際にポイントが付与され、翌年度に活動奨励金や市の特産品などと交換することができます。

ポイント交換手続きの流れ

1 ポイント交換申出書への記入

- ① 「令和7年度川越市介護支援いきいきポイント手帳」に押印されたスタンプの合計数をご確認ください。スタンプの合計数が、ポイントの合計数となります。
- ② ポイントの合計数に応じた交換品の中から、希望するものを1つお選びください。
- ③ 「川越市介護支援いきいきポイント事業ポイント交換申出書」の交換希望品欄に、ご希望の交換品の番号(例:『A-1』)、名称(例:『お菓子詰め合わせ』)をご記入ください。その他、必要事項の記入をお願いします。



2 ポイント交換申出書の提出

- ① 記入済みのポイント交換申出書は、「令和7年度川越市介護支援いきいきポイント手帳」と併せて、川越市社会福祉協議会へご提出ください。
※ご提出前に、記入漏れがないか再度ご確認くださいませようお願いします。
- ② 申出内容及びポイント交換要件の確認後、「ポイント交換確定通知書」と「令和7年度川越市介護支援いきいきポイント手帳」を返送します。

【提出受付期間】

令和8年4月1日～令和9年2月末日

【ポイントの交換要件】

- (1) 本市に居住し、住民票に記録されている者であること
- (2) 川越市介護保険の第1号被保険者であること
- (3) 川越市介護保険の介護保険料の滞納及び保険給付の制限等が無いこと
- (4) 偽りその他不正の手段によりポイントの付与を受けていないこと
- (5) 同一年度内に、既に交換を受けていないこと
- (6) 付与されたポイント数が10ポイント以上であること



3 ポイント交換の実施

ポイント交換申出書をご提出いただいてから2～3箇月後を目安に、ポイント交換品をご自宅に送付、または活動奨励金をご本人名義の指定口座に振込みます。

【介護支援いきいきポイント事業についてのお問い合わせ】

(社福) 川越市社会福祉協議会

〒350-0036

川越市小仙波町2丁目50番地2

TEL: 049-225-5703 (代表)

川越市役所福祉部高齢者いきがい課

〒350-8601

川越市元町1丁目3番地1

TEL: 049-224-5809 (直通)

FAX: 049-229-4382